

## **パワーオブドリーム ジム 会員規約（会則）**

### **第1条)「月会費」**

月会費は必ず納めて下さい。（前納制で翌月分の月会費が毎月 27 日に指定口座から自動引き落としされます）月に一度もジムに来なくても会費の引き落としは自動的にされ、返金は一切いたしません。

### **第2条)「長期会員優待制度」**

2年目より月会費が 500 円の割引となります。3年目、4年目、5年目と最大 2,000 円の長期会員優待割引が一般会員のみ充てられます。尚、キッズ会員や中高生会員が一般会員となる場合も在籍期間年数分を優待制度として充てられます。

### **第3条)「休会・退会」**

○休会・退会される場合はジムに置いてある“休退会申請書”を書いてジムに提出して頂きます。毎月 10 日を〆として、翌月以降の休退会が可能です。電話での申請は出来ません。締切日以降の申請は翌月扱いとなります。また、その際月会費の未納分があればそれも徴収させて頂きます。優待制度で月会費の割引がなされている場合、休会後は割引価格で再開が可能となります。休会費は 1,000 円となり、期間は 1 年間有効です。退会後再度入会される場合は優待制度は使えません。退会時には会員証も返却していただきます。※休・退会中はジム内すべてのクラスや施設を利用出来ません。

○「自動強制退会」・・累積 3 ヶ月会費が未納の場合は原則自動退会となります。退会・強制退会されても未納月会費は全額請求いたします。

### **第4条)「保険」**

当ジムが指定する保険会社への登録をお願い致します。施設あるいは行事、練習、試合等で起きた事故、怪我、後遺症、死亡等不測の事態に備えて安全保険（年 1 回更新）に加入することを条件とし、パワーオブドリーム ジムに関する施設あるいは行事、練習、試合等で起きた事故、怪我、後遺症、死亡等に関してはこの保険で負担していただきパワーオブドリームでは責任は負わないこととします。保険の更新は 1 年毎に翌年分の保険料を月会費と合わせ自動振替させて頂きます。

### **第5条)「練習中の怪我」**

ジム施設内での事故・怪我について自己の責任による怪我につきましては個人で負担していただきパワーオブドリームでは責任は負いません。また会員の同伴者に事故・怪我が発生した場合それがパワーオブドリームの責任の範疇にない場合は会員、または同伴者に責任を負って頂く場合があります。

### **第6条)「器物破損、会員証再発行」**

ジム内器物・備品等を正しい使用方法を守らず破損した場合は全額負担して頂きます。会員証再発行は 1000 円いただきます。

### **第7条)「個人情報」**

- ①入会カルテの情報(住所・電話番号・メールアドレス・引落口座など)が変更になった場合は必ず事務所に届けること。
- ②ジム内の練習風景等を撮影しWEB上に事前告知なく掲載することがあります。

### **第8条)「貴重品」**

練習中、貴重品は必要に応じて事務所に預けてください。原則ジム内での盗難等は責任負いません。

### **第9条)「ジム生としての適正」**

- ①当局からの指導により反社会的組織及びその関係者、または不適正だと判断したの方の入会は認めません。
- ②入会後に反社会的組織及びその関係者であることが発覚、または不適正だと判断した場合は契約を解除します。

### **第10条)「損害賠償」**

パワーオブドリームジムまたはその関係者に対して著しい損害・中傷・物質的損害(WEB上等)を与えた場合は強制退会とし当ジムから損害賠償請求をする場合があります。

### **第11条)「臨時休館 クラス変更」**

天候・警報発令・行事(大会・試合、その他)により休館、その他やむを得ない事由で、休館または予定するクラスがお休み、内容の変更になる場合があります。都度オフィシャルサイトなどで告知致します。

### **第12条)「ジム内規則(保護者含む)」**

- ①喫煙は禁止・電話の使用は周りに配慮して下さい。「私語を慎み」見学お願いします。兄弟姉妹が騒いだり、寝そべったり、遊んだりしないように注意。練習の妨げとなる場合は強制退出願います。
- ②パワーオブドリーム・他流派問わずに無断で出稽古、もしくは試合に出場した場合は例外なく退会(破门処分)とします。
- ③奇抜な服装・髪型・派手な染髪、刺青(タトゥー)等のある方の入会、及び練習参加は可能だが、刺青の場合は目立たない服装を心がけること。着替えも更衣室や脱衣所でなるべく他の人を威圧しないように配慮すること。

### **第13条)「会費の変動」**

消費税率の変動、社会事情の変化に応じて会費などの諸費用を改正することがあります。本規約の改定及び変更は当ジムの定めるところによるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

2016年7月7日改定